

車内事故防止キャンペーン実施要領

1、実施期間 令和2年7月1日(水)～7月31日(金) 1ヶ月間

2、重点項目

- 1、一般乗合バス(高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。)
 - (1) ゆとり乗降(バスが停車してから離席する。)の啓発。
 - (2) ゆとり運転(乗客が着席してから発車する。車間距離を確保する)の励行。
- 2、貸切、高速、リムジン(空港連絡)バス等(以下「貸切、高速バス等」という。

(1) 乗客へのシートベルト着用の徹底

3、実施事項

1、利用者への啓発活動

(1) 車内における実施事項

ア、ポスターを掲示する。

イ、車内アナウンスを活用する。

1) 一般乗合バス乗務員

・キャンペーン期間中は、車内事故防止キャンペーンを実施中である旨のアナウンスを積極的に行うものとする。

2) 貸切、高速バス乗務員

・出発時、高速道路進入時等において、乗客へシートベルト着用を促すアナウンスを行う。(貸切:挨拶時に行う)

(2) その他の実施事項

バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設にもポスターの掲示を依頼する。

2、事業者・乗務員の実施事項

- ① 車内事故防止削減目標を定める。(目標;0件)
- ② 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり運転」を励行
- ③ 運行ダイヤを点検。(必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。
- ④ 乗客の動向確認して注意喚起を行う。
- ⑤ 制帽着用し積極的にマイクを活用。

3、交通安全集会の実施、(各営業所:期間中)

4、ヒヤリハット情報を収集し活用いたします。(期間中)

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

